

令和3年9月第13回亙理町議会定例会会議録（第1号）

○ 令和3年9月2日第13回亙理町議会定例会は、亙理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 小野 一雄	2 番 鈴木 邦彦
3 番 高野 進	4 番 結城 喜和
5 番 安藤 美重子	6 番 大槻 和弘
7 番 鈴木 秀一	8 番 小野 明子
9 番 佐藤 邦彦	10番 木村 満
11番 森 義洋	12番 渡邊 健一
13番 澤井 俊一	14番 佐藤 正司
15番 鈴木 高行	16番 熊田 芳子
17番 鈴木 邦昭	18番 佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ど も 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐々木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 所管事務調査の報告

日程第4 提出議案の説明

日程第5 陳情第4号 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定に反対する意見書提出に関する要望

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより令和3年9月第13回互理町議会定例会を開会いたします。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、9番 佐藤邦彦議員、10番 木村 満議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から17日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月17日までの16日間に決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、議案6件、諮問2件、報告3件並びに令和2年度各種会計決算認定案10件の合計21件の議案が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を10名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。陳情3件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第5、各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務調査の報告が提出されております。

第6、議員派遣の件について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定しましたので報告します。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり議員派遣結果報告書1件が提出されておりますのでご報告いたします。

第7、監査委員から例月出納検査結果報告書及び随時監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第8、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 所管事務調査の報告

議長（佐藤 實君） 日程第3、所管事務調査の報告の件を議題といたします。

まず初めに、総務常任委員長から報告願います。

委員長登壇。

〔総務常任委員長 熊田芳子君 登壇〕

総務常任委員長（熊田芳子君） それでは、皆様、13ページをお開き願います。

所管事務調査の報告ですが、この報告書を読み上げまして報告といたします。

令和3年8月23日

亘理町議会

議長 佐藤 實 殿

総務常任委員会

委員長 熊田 芳子

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告いたします。

記

【調査事項Ⅰ】

- | | |
|---------|---|
| 1 調査事項 | 防災・減災について |
| 2 調査年月日 | 令和3年7月8日（木） |
| 3 調査内容 | 総務課から説明 |
| 4 出席委員 | 委員長 熊田 芳子 副委員長 澤井 俊一
委員 大槻 和弘 委員 渡邊 健一
委員 鈴木 高行 |

5 調査の目的

東日本大震災からの復興期間が概ね終了となり、新たなまちづくりを進めていくにあたり、町民の生命や財産を守るうえで、防災・減災対策は切り離せない。

近年、大規模災害が全国各地で発生しており、本町においても、令和元年10月の台風19号や本年3月の津波注意報で避難指示が発令されたことは記憶に新しく、常に防災への備え、減災への取り組みは重要かつ不可欠である。

防災拠点施設となる役場新庁舎が供用開始され、さらに、防災倉庫も整備された現況を踏まえ、本町における防災・減災体制について調査を行った。

6 調査の概要

例年であれば、先進自治体への視察調査を行っているが、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、視察調査を自粛し、担当課から本町の現状と課題及び今後の計画等について説明を受けた。

本町の防災・減災対策は、「亘理町地域防災計画」に基づき実施されており、本計画は、「災害対策基本法」及び国や県の防災計画に合わせて修正されている。

本町の計画において、令和3年度中に「防災備蓄体制の強化」、「性的少数者への配慮」、「避難情報名称の変更」、「新型コロナウイルス感染症等対策」などについて追加・修正を行う予定となっている。

初めに、「防災備蓄体制の強化」においては、防災倉庫を整備し、災害発生時の物流の拠点として備蓄物資の保管や支援物資等の受入れ、発出、荷捌きを行い、かつ、国や県からのプッシュ型支援を受け入れる機能も有しているなど、防災備蓄能力の向上を図っている。

次に「性的少数者への配慮」としては、主に避難所生活の場面において対象者の避難生活の不安を取り除くことによって、早期の避難決心となり、より安全な避難行動に繋がることから、従来の価値観に限らない柔軟な考え方と対応が必要不可欠であるため、社会全体で実現させていく動きになっている。

「避難情報名称の変更」は、警戒レベル4において従来の分かりづらい表現を、『避難指示』に一本化し、警戒レベル5では『災害発生情報』から『緊急安全確保』へ変更される。さらには、避難決心の先送りや逃げ遅れを避けるべく、警戒レベル4と5の間に、警戒レベル4までに必ず避難するという項目が追加されることで、減災の観点においても、“全て命を守る行動を取る、”という強いメッセージを発信している。

また、避難所における「新型コロナウイルス感染症等対策」については、全国的な課題となっている。避難に関しては危険な場所から立ち退くことで完了しているため、避難先となる避難所においても感染症などの更なる命の危機を回避するために、正しい理解と行動を呼びかけていく。

町では町民に対し、「亘理町地域防災計画」の変更点に加え、令和元年度発生台風19号を例に危険が伴う前に避難行動を開始して欲しい旨を、町広報紙や区長会、出前講座等において広く周知している。また、実際の災害時におい

ても、町が発信する避難情報は、漏れなく・遅れなく、正確なアナウンスに努め、全ての住民が早めの行動が肝心であることの理解・認識を深めてもらい、安心で安全なまちづくりを進めていく。

7 委員会の所見

「互理町地域防災計画」は住民の生命と財産を守るべき計画であり、全ての住民が認識を深めることが防災・減災につながることから、事前の周知徹底を図るとともに、実際の災害発生時における迅速かつ正確な情報伝達、ジェンダレスやコロナ禍を念頭に置いた避難所運営について、整備を進めていかなければならない。

また、一級河川である阿武隈川の堤防が決壊した際、本町全域が甚大な被害を受けると国土交通省が防災マップで示していることから、阿武隈川からの外水氾濫を想定した総合防災訓練の実施を提案する。

【調査事項Ⅱ】

- | | |
|---------|---|
| 1 調査事項 | 定住化対策について |
| 2 調査年月日 | ①令和2年2月14日（金）
②令和3年7月8日（木） |
| 3 調査内容 | 企画課・町民生活課から説明 |
| 4 出席委員 | 委員長 熊田 芳子 副委員長 澤井 俊一
委員 大槻 和弘 委員 渡邊 健一
委員 鈴木 高行 |

5 調査の目的

少子高齢化が急速に進展し、人口減少時代を迎えていることで、多くの自治体において、定住化対策への取り組みを重要視している。

本町の人口は、平成17年12月末の36,018人がピークであり、それ以降減少傾向が続き、令和3年7月末現在では、33,454人となっている。

今後、まちづくりを進めていくうえで、定住人口の増加対策は重点施策のひとつであるとの観点から調査を行った。

6 調査の概要

例年であれば、先進自治体への視察調査を行っているが、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、視察調査を自粛し、担当課から定住化対

策及び空き家バンク事業について、本町の現状と課題及び今後の計画等について説明を受けた。

定住化対策については、全国的な少子高齢化、人口減少が進んでいる状況であり、本町においても、緩やかではあるが人口減少が年々進んでいる。

本町の特徴としては、転入・転出者数の差引きでは増となっているが、それを上回る自然減により人口が減少している。

平成27年から「第1期亙理町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和3年度から「第2期亙理町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を打ち出し、人口減少の克服及び地方創生の実現のため、各種事業推進を図っている。

その中の基本目標のひとつである『交流人口の拡大』では、地域資源の再確認やイベントの拡充、積極的な発信等を行い、交流人口の拡大を通じて、移住・定住化を促進することとしている。

第1期の統計を見ると、交流人口の指標となる観光客入込数やイベントの参加者数、公式ホームページへのアクセス数など、コロナ禍により影響を受けた令和2年度を除けば、概ね目標値に迫る数値となっている。

また、第2期の目標値として、観光客入込数年間100万人としており、種々の施策を打ち出しているが、本町は宿泊施設が少ないため滞在型交流が非常に弱いことが大きな課題ではあるものの、沿岸部観光の充実・強化として、本町の観光エリアである荒浜地区において、大型プロジェクトが既に動きだしており、地域おこし協力隊30名が本町に定住する。

さらには、「移住支援事業」として各種条件を設け、東京23区から宮城県へ移住した者に対し支援金を支給する制度である。この制度は、国・県・市町村が共同で実施している事業であり、令和2年度の移住実績は宮城県で3件、うち亙理町が単身者1件であった。

今後は、空き家バンクや子育て支援などの事業と連携し、かつ、本町のPRポイントを明確にしたうえで、定住化対策を実施していく。

定住化対策に繋がる空き家バンク事業については、平成30年度に環境美化推進委員の協力のもと、町内空き家の実態調査を行い、約340件の空き家と推定される物件の確認からスタートしている。令和2年度にはアンケート調査を実施し、その後、協定締結、実施要綱の制定と進み、今年度から町ホームページへ

の掲載に至っている。アンケート調査結果として、空き家バンクに登録したいとの回答が20件あり、今年度に入りその20件のうち14件の家屋調査を実施し、残りの6件も今後進めていく。家屋調査を終えた14件中、既に4件が空き家バンクへ登録済みであり、町ホームページにも掲載中である。その他の10件に関しては、未相続や解体が必要と判断された物件となっている。

現状としては、情報の掲載開始からの日が浅いため周知が行き届いておらず、アクセス件数も少ない。また多くの物件において老朽化が目立ち、不動産会社の紹介物件とは違いが見られることが課題である。

今後は、県のホームページ内の空き家バンク情報への掲載なども活用し、広く情報を発信しながら、利用促進に努めていく。

7 委員会の所見

本町の令和3年7月現在の高齢化率は、31.7%であることから、今後益々人口減少の加速や空き家が増え続けていくと予想される。防犯上の問題や、雑草の繁茂、家屋の倒壊、そして景観や衛生面などで住環境の悪化を招く事も懸念される。

定住化対策は、工業団地等への企業誘致における就労人口の拡充、また、仙台市へのアクセスが良く土地も安価である。浜吉田駅前などの区画整理、さらには、仙台圏を意識した積極的な周知活動なども手法と考えられる。

今後、荒浜地区で展開されていく、「WATARI TORIPLE C PROJECT」がメディア等から注目されると考察されるため、それらも活用していくとともに、空き家バンク事業や子育て支援等の住民福祉施策と連携を図り、かつ、本町の良さを余すことなくPRし、定住化の促進に鋭意努力されることを望む。

以上です。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これをもって、総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長から報告願います。

委員長登壇。

〔産業建設常任委員長 木村 満 君 登壇〕

産業建設常任委員長（木村 満君） それでは、産業建設常任委員会より所管事務報告を報告させていただきます。

令和3年8月24日

亘理町議会

議長 佐藤 實 殿

産業建設常任委員会

委員長 木村 満

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告いたします。

記

- | | | | |
|---------|-----------------------------------|------------|--|
| 1 調査事項 | 農業振興と農作物の活用について | | |
| 2 調査年月日 | 令和2年1月24日（金） | | |
| | 亘理町の果樹農業（リンゴ）の概要について農林水産課より説明を受ける | | |
| 3 出席委員 | 委員長 木村 満 | 副委員長 鈴木 邦彦 | |
| | 委員 小野 一雄 | 委員 結城 喜和 | |
| | 委員 鈴木 秀一 | 委員 鈴木 邦昭 | |

4 調査の目的

町内で収穫されるリンゴは味は良いものの、流通は軒先販売が主であるため6次産業化の導入は進んでいない状況にある。このことから6次産業化導入等を視野に入れた農業の振興策、後継者問題等、町内のリンゴ農家に関わる諸課題の解消に向けた調査・提言を行う。

5 調査の概要

- ・亘理町の農作物（リンゴ）の状況について（令和2年時点）

(1)町内のリンゴ農家の戸数

亘理地区3件、逢隈地区24件、吉田地区11件の計38件。平成22年時点で50件だったものが平成27年に42件、令和2年では38件と減少傾向にある。

(2)栽培面積

約35.5ヘクタール（亘理2.5ha、逢隈18ha、吉田15ha）

(3)生産量

1,200トン（推定）

(4)産出額

1億3,000万円（2015年農業センサス）

(5)販売先

庭先販売が主流で全体の約85%。残りの約15%については加工用等に用いられる。

(6)6次産業化

・ジュース、ジャム等の加工・販売

(7)販売・収穫量等を増加させる取り組み

- ・町や農協等PR、販路開拓
- ・栽培技術等の向上支援（各関係機関開催技術研修会への参加）
- ・りんご生産者や組織の連携強化

(8)課題

果樹農業従事者の高齢化と後継者問題

6 先進地視察調査先の選定

5(8)の課題に対応するための先進事例視察のため、茨城県常総市と群馬県沼田市を選定していた。

- ・茨城県常総市：食と農の融合による産業団地の形成「アグリサイエンスバレー構想」

常総IC周辺45haに農業生産エリア（農地エリア）と産業団地エリア（都市エリア）を集積し、生産（1次産業）、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）が一体となった地域農業の核（6次産業）となる産業団地を形成し、常総市の基幹産業である農業を活かしたまちづくりを目指している。

- ・群馬県沼田市：沼田市6次産業化推進戦略を策定（H31.3）

中山間地の気候により恵まれた品質のよい農産物と豊かな自然環境などの地域資源を活用し、農林水産業と2次産業者、3次産業者との連携により、地域循環を促進し、農業者が2次産業者や3次産業者などの新たな視点で考え実践することにより、付加価値を創造し、若手農家や新規就農者

など新たな農業の担い手のやりがいを促進し地域の力を創造していくことを目指している。

7 委員会の所見

新型コロナウイルス感染症の影響により、議会懇談会と先進地視察調査を行うことができず、また、委員会として町施策（産業分野における事業継続支援制度等）に係る協議を優先的に行ってきたため、当該調査事項については町内の現状報告の聴取を行うにとどまった。

以上のことから委員会として所見をまとめるまでには至らなかった。

これが、産業建設常任委員会での報告となります。

以上となります。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これをもって、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、教育福祉常任委員長から報告願います。

委員長登壇。

〔教育福祉常任委員長 森 義洋君 登壇〕

教育福祉常任委員長（森 義洋君） それでは、教育福祉常任委員会からも所管事務調査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

令和3年8月24日

亘理町議会

議長 佐藤 實 殿

教育福祉常任委員会

委員長 森 義洋

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告いたします。

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 調査事項 | 不登校児童・生徒解消の取り組みについて |
| 2 調査年月日 | 不登校児童・生徒の現状調査 |

① 令和2年1月27日（月）学務課

② 令和2年9月4日（金）教育総務課

③ 令和3年6月11日（金）教育総務課

- 3 出席議員
- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 森 義洋 | 副委員長 | 小野 明子 |
| 委員 | 高野 進 | 委員 | 安藤美重子 |
| 委員 | 佐藤 邦彦 | 委員 | 佐藤 正司 |

4 調査の目的

近年、宮城県の不登校児童・生徒数は全国ワースト1位となっており、亶理町においても不登校児童・生徒が増加していることから、本町の現状を把握するとともに、問題解決にどのような方策をもって取り組んでいるのか調査し、不登校問題解決へのより良い働きかけを検討する。

5 調査の概要

教育総務課に対して現状について3回説明を受けたが、内容が重複しているため第3回の調査内容を記載する。

(1) 亶理町の不登校児童・生徒の現状

①不登校児童・生徒数（不登校の定義：年間欠席30日以上）

令和2年度の不登校児童・生徒数は、小学校33名（1,643名中）、中学校54名（861名中）で、昨年度と比較し増加している。新規数は、昨年度と比較し小学校が2%減少し、中学校が9%増加している。内訳は、小学6年生が10名、中学1年生が9名と多い。

また、令和3年5月末現在の不登校児童・生徒の多くは、昨年度から継続している。

②不登校出現率（在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合）

令和2年度の出現率は、昨年度と比較し、小学校が0.47ポイント、中学校が0.19ポイントの増加となっており、令和元年度の調査結果によると、全国及び県の出現率を上回っている。

③不登校の要因（令和2年度問題行動等調査）

学校に係る状況：いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業不振など

本人に係る状況：生活リズムの乱れ、無気力など（学習に目がいかない

生徒を学校では無気力とカウントしている。）

※長期化することで要因が複合化しているケースも少なくない。

④不登校傾向の児童・生徒

令和2年7月末（6月から学校開始）と令和3年5月末を比較するとやや増加している。こうした児童・生徒を不登校にしないための取り組みが必要不可欠。

（2）不登校への取組

自立支援を促し、不登校児童・生徒を1人でも減らせるよう取り組む。

①実態を把握し未然防止の取り組みが肝要

・前年度からの継続不登校児童・生徒

個別支援が必要不可欠。不登校の要因も複合化しているケースが多いことから専門家によるアセスメントを積極的に実施する。

・新規不登校児童・生徒の抑制

全ての児童・生徒が学校（学級）に居場所を見つけ、絆を深められるよう支援する。

②不登校の未然防止取り組みの推進

・行きたくなる学校づくり推進事業

県事業。「授業が分からない」ことが不登校の要因のひとつになっていると考えているため、「わかる授業づくり」を実践の柱として実施。

・いじめ防止月間

児童・生徒の主体的な取り組みによる絆づくり。

・小中連携による中1ギャップの改善

小学生の中学校見学、中学校教員の小学校での出前授業、小中合同研修会（教員）

・不登校の兆しが見られる生徒の早期発見・早期対応

③学校を支援する体制整備の充実

・心のケアハウス（さざんか教室）の活用

令和3年5月末現在、通所申込者11名（うち新規7名）。周知活用が図られている。

・ほっとルーム

亶理中学校及び逢隈中学校に設置（県事業）。不登校状態から学校復

帰を希望する生徒や教室で過ごすことに困難を抱える生徒の居場所をつくり、学習指導と自立支援を図る。

ほっとルーム専用教室を設置し、担任教員も配置している。令和3年5月末現在11名の生徒が利用しており、心の安定が図られ順調に登校しているため、一定の効果が伺える。

・外部機関との連携

児童相談所、亘理警察署、病院、さざんか教室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども未来課など。

6 委員会の所見

不登校問題解決に向けての先進地調査は、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の影響により視察等が実現せず、教育総務課からの説明による現状把握のみとなった。以上のことから、委員会としての所見をまとめるまでには至らなかった。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これをもって、教育福祉常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議会広報常任委員長から報告願います。

委員長登壇。

〔議会広報常任委員長 大槻和弘君 登壇〕

議会広報常任委員長（大槻和弘君） それでは、私のほうから所管事務調査の報告を申し上げます。

令和3年8月18日

亘理町議会

議長 佐藤 實 殿

議会広報常任委員会

委員長 大槻 和 弘

所管事務調査報告書

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況により調査活動を自粛し、調査できなかった旨を報告いたします。

記

- | | | | |
|--------|--------------|------------|--|
| 1 調査事項 | 議会だよりの発行について | | |
| 2 構成委員 | 委員長 大槻 和弘 | 副委員長 鈴木 秀一 | |
| | 委員 佐藤 邦彦 | 委員 木村 満 | |
| | 委員 澤井 俊一 | 委員 鈴木 邦昭 | |

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議会広報常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議会運営委員長から報告願います。

委員長登壇。

〔議会運営委員長 佐藤 邦彦 君 登壇〕

議会運営委員長（佐藤邦彦君） 報告を申し上げます。

令和3年8月27日

亘理町議会

議長 佐藤 實 殿

議会運営委員会

委員長 佐藤 邦彦

所管事務調査報告書

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況により調査活動を自粛し、調査できなかった旨を報告いたします。

記

- | | | | |
|--------|----------------------|------------|--|
| 1 調査事項 | 本会議の会期日程等、議会運営に関する事項 | | |
| 2 構成委員 | 委員長 佐藤 邦彦 | 副委員長 結城 喜和 | |
| | 委員 大槻 和弘 | 委員 木村 満 | |
| | 委員 森 義洋 | 委員 澤井 俊一 | |

委員 熊田 芳子

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議会運営委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第4、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田 周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） それでは、令和3年9月第13回亘理町議会定例会議案の説明をさせていただきます。

本日、第13回亘理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜わり、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案6件、諮問2件、報告3件及び認定10件であります。よろしくご審議方をお願い申し上げます。

それでは、各案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第40号「亘理町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、引用条項を整理するとともに、同法に規定する情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されることに伴う所要の整理を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第41号「亘理町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、本町の押印見直し方針に基づき、押印の廃止等を行うものであり、

亘理町職員のサービスの宣誓に関する条例及び固定資産評価審査委員会条例につきましては、政令の改正または国の規制改革の関係から、亘理町山砂利払下条例につきましては、申請者の負担軽減を図る観点から条例の一部を改正するものであります。

議案第42号「亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき設置される学校運営協議会委員に関し、非常勤特別職の公務員の身分を有し、報酬規定を設けなければならない旨の見解が文部科学省より示されたことに伴い、その報酬額を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第43号「令和3年度亘理町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億5,546万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億4,253万2,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、一般管理経費において、令和5年4月1日に改正法施行となる地方公務員法の定年延長に係る例規整備及び職員研修等業務の委託料として138万6,000円を追加補正するものであります。

次に、広報経費におきましては、昨年度に引き続き地域活性化の目的で本町の魅力をPRするラジオ番組を制作、放送するものであり、委託料154万円を追加補正するものであります。

続いて、公民連携推進事業費におきましては、鳥の海エリアの観光構想を具現化する事業計画である「WATARI TORIPLE C PROJECT」の一環として、救急車研究開発等防災力強化業務委託料6,000万円及び鳥の海公園スケートボードパーク整備業務委託料1億円を追加補正するものであります。また、オリジナルゼリーの開発製造や低濃度オゾン発生装置の設置などを行う防災都市創造に向けた社会実証研究業務委託について、令和3年度から令和4年度を期間とする債務負担行為を設定するとともに、まち・ひと・しごと創生推進基金費におきまして、その財源である負担付寄附金4億5,000万円を基金へ積み立てるものであります。

次に、事務改善経費におきましては、国が策定した自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画に基づく取組を着実に実施するため、企業人材派

遣制度を活用し、デジタル専門の人材派遣を受け入れるものであり、派遣元企業に対する負担金560万円を追加補正するものであります。

以上が総務費の主なものであります。

3款民生費につきましては、被災者支援事務経費において、津波被災住宅再建支援事業が令和2年度で完了したことに伴う東日本大震災復興基金交付金の宮城県への返還分として12億5,246万7,000円を追加補正するものであります。

次に、児童福祉事務経費におきましては、令和2年度分の子育てのための施設等利用給付交付金等の精算に伴う国・県への返還金として630万3,000円を追加補正するほか、児童館管理経費におきましては、吉田西児童館のホール天井張替工事費として152万6,000円を追加補正するものであります。

以上が民生費の主なものであります。

4款衛生費につきましては、予防接種経費において、新型コロナウイルスとの同時流行が懸念されるインフルエンザウイルスについて、昨年度に引き続き、受験期を控える中学3年生分の予防接種費用を助成するための委託料109万4,000円を追加補正するほか、令和2年度分の感染症予防事業費等負担金の精算に伴う国への返還金104万円を追加補正するものであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保経費におきましては、10月以降のワクチン接種にかかる各種経費として総額3,263万8,000円を追加補正するものであり、以上が衛生費の主なものであります。

6款農林水産業費につきましては、農政事務経費において、老朽化した公用車の更新を行うため車両購入費230万円を追加補正するほか、森林経営管理事務経費におきましては、町内民有林の維持管理等に関する意向調査及び危険木伐採業務委託料等として102万円を追加補正するものであります。

次に、水産業振興経費におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う水産物市場価格の下落により経営が逼迫している漁業者に対して、品質確保に必要な資材購入費の一部を助成するものであり、水産物品質確保緊急支援事業補助金として150万円を追加補正するものであります。

以上が農林水産業費の主なものであります。

7款商工費につきましては、商工振興事務経費において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより中小企業振興資金の融資額が増加傾向であることから、

融資限度額を増額するための預託金600万円を追加補正するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業経費におきましては、宮城県へのまん延防止等重点措置の適用を受け、対象期間において営業時間短縮の要請に協力した飲食店に対して協力金を交付するものであり、総額5,101万4,000円を追加補正するものであります。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援第2期給付事業経費におきましては、金融機関等から事業継続のための融資等を受けている事業者に対する給付金2,400万円を追加補正するとともに、現在の執行状況に基づき事業継続支援第2期給付金5,100万円を減額補正するものであります。

続いて、観光振興経費におきましては、感染拡大の影響によるわたりふるさと夏まつりの縮小及び荒浜海水浴場開設の中止に伴い、亶理町観光協会補助金1,719万9,000円を減額補正するものであります。

8款土木費につきましては、土木管理経費において、防災集団移転元地の売払いにかかる国費分の返還金として2,803万7,000円を追加補正するものが主なものであります。

9款消防費につきましては、防災事務経費において、B & G財団の支援を受けて防災拠点の整備や人材育成等を行うものであり、重機操作及び避難所運営研修の実施や防災資機材倉庫の建設、避難所用冷暖房設備の購入等の経費を合わせて2,283万3,000円を追加補正するものであります。

10款教育費につきましては、小学校施設整備事業費において、吉田小学校の高圧気中開閉器交換工事費等として229万6,000円を追加補正するものであります。

次に、小学校施設管理経費におきましては、教員の業務支援を図る目的で、消毒作業等の新型コロナウイルス感染症対策を行うスクールサポートスタッフ配置支援業務委託料240万円を追加補正するもののほか、株式会社リードからの寄附を活用して整備する亶理小学校及び逢隈小学校の図書購入費100万円を追加補正するものであります。

次に、中学校施設整備事業費におきましては、老朽化した亶理中学校の変圧器の改修工事費等として929万円を追加補正するものであります。

続いて、中学校施設管理経費におきましては、亶理中学校における楽器修理費として128万9,000円を追加補正するもののほか、小学校と同様にスクールサポートス

スタッフ配置支援事業委託料160万円を追加補正するものであります。

次に、本庁経費におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止するわたりマラソン大会にかかる経費1,418万1,000円を減額補正するほか、運動場等管理経費におきましては、地震や暴風などからの安全性を高めるため、旧館運動場物置の基礎補強工事費として330万円を追加補正するものであります。

以上が教育費の主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、農業施設災害復旧費において、2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震により護岸滑落等の被害を受けた排水路等の復旧工事費として総額5,664万6,000円を追加補正するものであります。

次に、小・中学校災害復旧費におきましては、2月13日の地震により被害を受けた各小中学校の復旧工事費として、合わせて814万8,000円を追加補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

10款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定に伴い5,065万9,000円を追加補正するものであります。

14款国庫支出金につきましては、小中学校の災害復旧事業に係る負担金464万9,000円を追加補正するほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金3,263万円を追加補正するものが主なものであります。

15款県支出金につきましては、スクールサポートスタッフ配置事業に係る教育支援体制整備事業費補助金400万円を追加補正するほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金5,100万円、農業施設災害復旧費補助金3,360万1,000円を追加補正するものが主なものであります。

16款財産収入につきましては、荒浜地区の防災集団移転元地の土地売払収入として3,204万1,000円を追加補正するものであります。

17款寄附金につきましては、一般寄附金として、新型コロナウイルス感染症対策及び教育振興の財源として3件、総額300万円のご寄附のほか、負担付寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金におきましては、「WATARI TRIPLE C PROJECT」に係る事業等の財源として5件、総額6億1,050万円のご寄附を頂戴する運びとなりました。改めまして、衷心より御礼を申し上げます。

18款繰入金につきましては、津波被災住宅再建支援事業の完了に伴う返還金の財

源として震災復興基金繰入金12億5,246万7,000円を追加補正するほか、森林管理等の財源として森林環境整備基金繰入金102万円を追加補正するものであります。また、今回の補正の調整財源として、財政調整基金繰入金1,342万4,000円を減額補正するものであります。

20款諸収入につきましては、貸付金元利収入において、中小企業振興資金融資預託金元金収入600万円を追加補正するものであります。雑入におきましては、B & G財団による防災拠点整備事業助成金として2,283万3,000円を追加補正するもののほか、亘理公園等の公共施設のネーミングライツ料として104万5,000円を追加補正するものが主なものであります。

21款町債につきましては、臨時財政対策債の借入額の確定に伴い5,040万円を減額補正するほか、農業施設災害復旧事業債として1,620万円を追加補正するものであります。

第2表債務負担行為の補正につきましては、防災都市創造に向けた社会実証研究業務委託について、令和3年度から令和4年度までの2か年で事業を実施する計画であることから、その限度額を設定するものであります。

第3表地方債の補正につきましては、農業施設災害復旧事業債の借入限度額を新たに設定するとともに、臨時財政対策債について、借入限度額の変更を行うものであります。

議案第44号「令和3年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,186万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、6款保健事業費において、会計年度任用職員手当等18万2,000円を追加補正するほか、9款諸支出金におきましては、令和2年度分の災害臨時特例補助金の精算に伴う返還金として12万円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、6款繰入金において、その他一般会計繰入金18万2,000円を追加補正するとともに、財政調整基金繰入金51万円を減額補正するものであります。また、7款繰越金におきましては、額の確定に伴い、その他繰越金63万円を追加補正するものであります。

議案第45号「令和3年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,928万5,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億899万1,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、歳出における令和2年度分地域支援事業交付金等の精算に伴う返還金として2,230万7,000円を追加補正するとともに、歳入におきましても、令和2年度事業費の精算に伴う追加交付額として国・県からの介護給付費負担金1,943万3,000円を追加補正するものであります。また、額の確定に伴い繰越金14万8,000円を減額補正するものであります。これら歳入歳出の差引きにより歳入不足となるため、歳出における介護給付費準備基金積立金302万2,000円を減額補正するものであります。

次に、諮問案件についてご説明申し上げます。

諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」につきましては、人権擁護委員6名のうち2名の委員の任期が令和3年12月31日をもって満了となりますが、引き続き、諮問第1号につきましては清野和夫氏を、諮問第2号につきましては大堀良子氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、報告案件についてご説明を申し上げます。

報告第10号「令和2年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について」につきましては、平成19年度決算から財政の健全性を判断する指標として公表が求められておりますが、本町においては、令和2年度におきましても財政健全化法に基づく4指標のいずれもが国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を大きく下回るとともに、資金不足比率についても経営健全化基準を下回り、健全財政を維持しているものでございます。

初めに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、その名称のとおり赤字の状況を比率で表すものでありますが、いずれの比率におきましても黒字となっているため、数値として表せないものであります。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準25%及び財政再生基準35%となっておりますが、令和2年度の比率につきましては、令和元年度より0.2ポイント上がり5%となったものであります。

将来負担比率につきましても、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に数値として表せないものであり、早期健全化基準である350%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率につきましては、「わたり温泉鳥の海特別会計」、「亘理町工業用地等造成事業特別会計」の両会計とも資金不足が生じていないため、数値として表せないものであります。

報告第11号「令和2年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について」及び報告第12号「令和2年度亘理町公共下水道事業会計の資金不足比率について」につきましては、報告第10号と同じく資金不足が生じていないため、数値として表せないものであります。

最後に、認定案件についてであります。認定第1号「令和2年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定について」につきましては、令和2年度の歳入決算額206億8,280万5,000円に対し、歳出決算額194億7,803万7,000円となり、歳入歳出差引額は12億476万8,000円となったものであります。この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費等繰越額7億216万8,000円を差し引いた実質収支額は5億260万円の黒字となったものであります。

この認定第1号「令和2年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定について」のほか、認定第2号から認定第8号までの各種特別会計歳入歳出決算認定につきましては会計管理者に、また認定第9号「令和2年度亘理町水道事業会計決算認定について」及び認定第10号「令和2年度亘理町公共下水道事業会計決算認定について」は上下水道課長より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜わりまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第5 陳情第4号 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定に反対する意見書提出に関する要望

議長（佐藤 實君） 日程第5、陳情第4号 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定に反対する意見書提出に関する要望の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） お諮りいたします。陳情第4号については、お手元に配付しました

陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、陳情第4号は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時05分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 佐藤 邦彦

署名議員 木村 満